

議案第93号

十勝圏複合事務組合規約の変更について

地方自治法第286条第1項の規定により、十勝圏複合事務組合規約を次のとおり変更する。

平成30年12月11日提出

清水町長 阿部一男

十勝圏複合事務組合規約の一部を改正する規約

十勝圏複合事務組合規約の一部を次のように改正する。

第3条中「次に掲げる」を「次の表の右欄に掲げる市町村に係るそれぞれ同表の左欄に掲げる」に改め、同条の表(6)ごみ処理施設及び最終処分場の設置、維持管理・運営に関する事務の項中「音更町」の次に「、清水町」を、「豊頃町」の次に「、本別町、足寄町、陸別町」を加える。

附 則

この規約は、平成31年4月1日から施行する。